

平成19年度全肢連第40回全国大会

大会決議文

障害者自立支援法の施行を受けた様々な問題の中には、予算不足を主原因とし十分な制度設計とはならなかったことにその原因が散見されますが、このようなことになったのは、国や国会にきちんと声を届けることができなかつた私たち自身にも反省すべき点が大いにあります。この大会を通して、今後さらに現場の声を正しく制度設計担当者に届けることの重要性を強く感じる事となりました。

私たちの声は、全介助が必要な重い障害のある人たちの声であり、その保護者の悲鳴であります。

次期法律改正において、地域自立支援協議会を法律で必須のものとするなど、地域で障害者を支える実効のあるものとするために様々な取り組みが進むことを期待し、下記に改めて決議事項を示し決議文といたします。制度見直しの際に配慮されることを強く望みます。

1. 医療的ケアが必要な重度重複の障害者が地域で安心して生活できるサービスを再構築すること。
1. 重度訪問介護や重度包括支援事業は、報酬上も、制度的にも事業者にとっては取り組みにくいものとなっている。改善すること。
1. 移動支援事業は、市町村にその判断をゆだねたことから新たな格差を生んだ。また、義務的経費ではないことから削減対象のサービスとなっている。地域生活を支援する最大のツールである移動支援は、用途を特定しない義務的経費とすること。
1. 自立支援協議会の設立運営は、法律必須事業とし、かつ、形式的な間違った運営とならないように最大の配慮をすること。
1. 市町から委託を受けた指定相談支援事業者が法人施設内にいたまま相談を受けることを禁止すること。同時に、総合相談窓口が中立性を保ちながら自立できるように改善すること。
1. 厚生労働省で開催される各種会議で当会の関係者が意見を述べられるようにすること。

以上の6項目を決議する。

平成19年9月23日

第40回全国肢体不自由児・者父母の会連合会全国大会佐賀大会
第23回九州ブロック肢体不自由児者父母の会連絡協議会佐賀大会